

令和7年度 豊田市立猿投台中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。

学校のスローガン（目指す生徒）は「行動と信頼」である。「自ら学ぶ ともに学ぶ」「ともに生きる よりよく生きる」「ともに鍛える 健康に生きる」の三つの目標に向かって努力をすることで、生徒たち一人一人が失敗を恐れず挑戦できる生徒の育成を目指す。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」と「台中生を語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・学校生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ対策に努める。
- ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や、伝達講習を計画、実施する。
- ・月に1回、学級担任が「いじめのサイン発見チェックシート」を活用し、学級の生徒の様子を振り返ることで、いじめの予兆にいち早く気づけるよう努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を随時、発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。
- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パルクとよた担

当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。

- ・パルクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

(2) いじめ対策委員会の構成員

＜教職員＞			
○校長	○教頭（教育相談コーディネーター）	○教務主任	
○校務主任	○生徒指導主事	○保健主事	○教育相談主任
○学年主任	○養護教諭		

○SC	○SSW		
○主任児童委員	○学校運営委員会	○PTA代表者 等	

(3) 「いじめ対策委員会」の開催時期

- ア 年3回実施の相談期間（ハートフル期間）に向けたハートフルアンケートを実施する。
- イ いじめの事実への対応のため、必要に応じて随時開催する。

(4) 「いじめ対策委員会」「台中生を語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月職員会議後、「台中生を語る会」を開催し、日常の生徒の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が必要な場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

(5) その他

- ア 毎週、火曜日に開催する教育相談部会の中で、いじめに関する情報を収集したり、対応について確認し合ったりする。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 行事や生徒会活動における団活動（縦割り活動）を通して、学年を越えて、生徒同士が関わり友情を育てる。
- オ 人権集会などの全校集会の場で、生徒が主体となっていじめ撲滅の意識を高めていく活動を進める。
- カ 生活委員会による「あいさつ運動」を進め、明るい学校の雰囲気づくりを図る。
- キ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 全校でいじめ防止のキャッチコピーを考え、いじめ問題について考える機会を作る。
- イ いじめアンケートや教育相談を定期的（6月、9月、2月の年3回）に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

4 いじめの発生時における具体的な取組

(1) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 全職員で被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。合わせて、いじめを行った背景をさぐり、改善するため、保護者とよく相談をした上で、S CやS S W等と連携して対応にあたる。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、S Cや豊田市青少年相談センター（パルクとよた）のS S W等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団（学級、グループ等）へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめについては、必要に応じて警察署や法務局等と連携して対応する。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（7月、1月）し、いじめ対策組織でいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（O J T研修）を年2回（6月、10月）計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<資料2：取組の年間計画>

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○不登校対策委員会	○生徒、保護者へ相談室やSCの活用方法を周知 ○学級、学年開き ○保健指導	○いじめ相談窓口を生徒、保護者へ周知 ○発育測定	○公開授業 ○学級懇談会 ○「学校いじめ防止基本方針」のHP掲載
5月		D	○いじめ対策委員会	○体育祭	○学校生活アンケート
6月	↓	○校内いじめ伝達(OJT)研修	○情報モラル指導 ○修学旅行(3年)	○教育相談期間	○学校運営協議会への授業公開 ○授業参観
7月		C	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		
8月	↓	○いじめ対策委員会での中間評価の検証			
9月	A ↓	○不登校対策委員会		□市独自の前期いじめ調査 ○学校生活アンケート ○教育相談期間	
10月	P ↓	○校内いじめ伝達(OJT)研修	○文化祭 ○保健集会 ○職場体験学習(2年)		○学校運営協議会への学校行事・授業の公開
11月	D ↓	○いじめ対策委員会	○人権(ハートフル)集会		○保護者への学校評価アンケート ○授業参観
12月	↓		○人権週間 ○赤い羽根募金活動		○保護者会
1月		C	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○不登校対策委員会	○保健指導 ○自然教室(2年生)	○発育測定 ○学校生活アンケート
2月	↓	○教員自己評価		○教育相談期間	○学校運営協議会で「自己評価」の評価を行う
3月		A	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」見直し	○卒業生を送る会 ○卒業証書授与式	□文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査
通年	P ↓	○校内のいじめに関する情報の共有(台中生を語る会) ○対応策の検討	○全校・学年集会における講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○相談員による相談 ○生活ノート	○あいさつ運動(週2回定期)



いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）



毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度が現れていないか確認してみましょう。

※お子様の様子が該当するチェック項目について☑をご記入ください。

○お子さんが「いじめ」を受けていませんか？

- 朝（登校前） 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
 朝になると「体の具合が悪い」と言い、学校を休みたがる。
 欠席連絡した後、急に落ち着き、ほっとした表情になる。
 遅刻や早退が増えた。
 食欲がなくなったり、だまって食べるようになったりした。
- 夕（下校後） 勉強しなくなる。集中力がない。
 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。
 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。
 親しい友だちが遊びに来ない、遊びに行かない。
 交友関係が変わった。
 電話やメールの着信音におびえる。
- 夜（就寝前） 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
 家族への態度が大きくなる。家族への言動がひどくなる。
 ささいなことでいらいらしたり、物にあたったりする。
 学校や友だちの話題が減った。
 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
 理由をはっきり言わないあざや、傷あとがある。
 自分の物を触られるのを嫌がる。
 スマホやパソコン(オンラインゲームを含む)をいつも気にしている。
- 夜間（就寝後） 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
 学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れたりしている。
 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、破られたりしている。
 服がよごれていたたり、破れていたりする。
 スマホやオンラインゲームを確認すると、悪口を言われていたりやりとりを消した形跡があったりする。

○お子さんが「いじめ」をしていませんか？

- *いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。
- 言葉遣いが悪くなる。言うことを聞かない。人のことをばかにする。
 - 交友関係が変わった。
 - 買ったおぼえのない物を持っている。
 - 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

※チェック項目は、政府広報／文部科学省「いじめのサイン発見シート」を参考にしました。